

○東京藝術大学東日本大震災被災学生授業料等免除及び徴収猶予取扱特
例要項

〔平成26年11月20日〕
制 定
改正 平成27年3月26日

(目的)

第1条 この要項は、東日本大震災（以下「震災」という。）により被災した者のうち経済的理由により授業料及び入学料（以下「授業料等」という。）の納付が著しく困難であると認められる者に対して、教育の機会均等を図るため、授業料等の免除及び徴収猶予の取扱いについて定めるものである。

(免除等の対象者)

第2条 授業料等の免除及び徴収猶予の対象となる者（研究生、科目等履修生及び委託生を除く。）は、次の各号のいずれかに該当する者のうち経済的理由により授業料等の納付が著しく困難であると認められる者とする。

- (1) 震災の前日において志願者の学資を主として負担する者（以下「学資負担者」という。）が、震災により死亡又は行方不明の者
- (2) 学資負担者が、震災に際して災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市区町村（東京都を除く。）に居住する自宅家屋（学資負担者が所有するものに限る。）が全壊、大規模半壊、半壊又は流失の被害を受けた者
- (3) 居住地が福島第一原子力発電所の事故により、警戒区域または計画的避難区域となった場合
- (4) 学資負担者の勤務先、自営業による店舗等が全半壊し休職、失職、生産手段（田畑、船舶、畜産等）の喪失をしている者
- (5) 放射能漏れの影響による退避圏内に学資負担者の勤務先、自営業による生産手段等があり、休職、失職、生産手段の喪失をしている者
- (6) 放射能漏れの影響により生産物等の出荷、販売等が規制されることにより学資負担者の収入が減少している者

(申請手続)

第3条 前条の規定により免除及び徴収猶予を受けようとする者は、授業料等の免除及び徴収猶予の申請書に次の各号に掲げる書類を添付し、本学が指定する日までに学長に提出しなければならない。

- (1) 学資負担者の死亡等を証明する書類（前条第1号により免除を申請する者に限る。）
- (2) 市区町村長又は消防署長発行の罹災証明書又は被災証明書（前条第2号及び第3号により免除を申請する者に限る。）
- (3) その他本学が必要と認める書類

(選考機関及び許可)

第4条 授業料等の免除及び徴収猶予は、前条の規定により申請があった者について、学生支援室の意見を参考として、学長が許可する。

(授業料等の免除の額)

第5条 授業料等の免除の額は、その全額または半額とする。

(他の規則との関係)

第6条 この要項に定めのない事項については、「東京藝術大学授業料等免除及び徴収猶予取扱規則」及び「東京藝術大学入学料免除及び徴収猶予取扱規則」の定めるところによる。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、授業料等の免除及び徴収猶予の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成26年11月20日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

